

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業者

(1) 法人概要

法人名	社会福祉法人白陽会
所在地	東京都大田区矢口 1 丁目 23 番地 12 号
代表者氏名	酒井 陽太
法人設立	平成 11 年 3 月 8 日

(2) 運営事業

事業名	開設日
指定介護老人福祉施設 ゴールデン鶴亀ホーム	
指定短期入所生活介護事業 ゴールデン鶴亀ホーム	平成 12 年 4 月 1 日
高齢者在宅サービスセンターやぐち南	
居宅介護支援事業所 ケアプランたんぽぽ	
大田区地域包括支援センターやぐち	平成 18 年 4 月 1 日

2 居宅介護支援事業所 ケアプランたんぽぽの概要

(1) 提供サービスの種別

施設名称	ケアプラン たんぽぽ
介護保険指定番号	東京都 1371101328
所在地	東京都大田区矢口 1 丁目 23 番地 12 号
連絡先	03-5741-3366 (午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分) 070-6995-4196 (夜間・休日)
営業日	月曜日～金曜日 (土・日・祭日 休日)
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
事業所の通常事業の実施区域	大田区内

(2) 職員体制

- ① 管理者 常勤 1 名 (兼務)
- ② 介護支援専門員 常勤 3 名

3 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ① ご利用者様が要介護状態のなった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して事業を行います。
- ② 居宅介護サービス計画に関し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行います。また、

ご利用者様から介護支援専門員に対して居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明の求めがあった際は、親切丁寧に説明を行います。

- (③) 事業を行うにあたっては、ご利用者様の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めます。

(2) 課題把握の方法

包括的自立支援方式を基本とし、お客様に適した方式を検討して行います。

(3) 秘密の保持

当事業所の従業員は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族様の秘密や契約終了後においても守秘義務を保持し、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容として厳守します。

4 サービス内容

(1) 居宅介護支援の内容

- ① 重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
- ② 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画に対するご利用者様の同意（保険者へ提出）
- ④ 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
- ⑤ サービスの提供開始
- ⑥ サービス状況把握
- ⑦ 納付管理
- ⑧ 要介護認定申請に協力、援助
- ⑨ 相談業務

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【居宅介護支援 ケアプランたんぽぽ契約書別紙】参照。

5 利用料金

(1) 利用料

料金内容は【居宅介護支援 ケアプランたんぽぽ契約書別紙】参照。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、利用月の月末で請求を締め、翌月 20 日までにご指定の住所に請求書を郵送いたします。お支払い方法は当事業所指定の金融機関への振り込みか、現金にてお支払いください。月末が支払い期限となります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始までの流れ

まずは、お電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結後、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者様の都合

サービス契約終了を希望する場合、7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者様の急変、急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

② 事業所の都合

やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様に対して30日の予告期間において理由を示した文書を通知することにより、契約を解除することができます。

③ 自動終了

次の事由に該当した場合は、当事業所との契約は自動的に終了します。

(ア) ご利用者様が介護保険施設等に入所された場合

(イ) ご利用者様が死亡または被保険者資格を喪失した場合

(3) その他

次の事由に該当した場合は、事業者はご利用者様に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① ご利用者様が入院もしくは病気等により、サービス利用が3ヶ月間ない場合

② ご利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所の職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

③ ご利用者様やご家族様などが職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）を行った場合

④ ご利用者様やご家族様などが職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）を行った場合

⑤ ご利用者様やご家族様などが職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）を行った場合

⑥ 利用料金が発生し、支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日間以内に支払われない場合

7 主治医または医療機関等との連絡

当事業所はご利用者様の疾患に対する対応を円滑に行うことの目的に、ご利用者様の主治医または関係医療機関に対し、必要に応じてご利用者様の疾患に関する情報を連絡させていただきます。またご利用者様様については、以下の対応をお願いいたします。

- ① 不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を記載する等の対応。
- ② 入院時、ご本人またはご家族様から入院先に対し当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝えいただく。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

9 虐待の防止について

- (1) 事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底

を図っています。

- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者 本部長 志田宏喜

(2) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（現に養護しているご家族様・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

ケアプランたんぽぽ

電話番号：03-5741-3366

受付時間：8:45 から 17:30 まで

大田区高齢福祉課

電話番号：03-5744-1250

受付時間：8:30 から 17:00 まで

(土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く)

1.0 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当事業所では、ご利用者様及びご家族様から苦情等を受けた場合でも、ご利用者様に対しいかなる差別的対応をとりません。なお、各種相談・苦情窓口は次の通りです。

① 当施設の相談・苦情窓口（苦情解決責任者：ゴールデン鶴亀ホーム施設長）

介護支援専門員が、ご利用者様やご家族様からのご相談や苦情をお受けいたします。職員の対応、サービス内容、設備等についてのご意見やご要望は、遠慮なくお申し出ください。

ケアプランたんぽぽ 03-5741-3366

② 社会福祉法人白陽会 第三者委員制度

当法人が独自に実施するご利用者様向けの相談窓口です。連絡先は1階玄関に掲示している「社会福祉法人 白陽会 第三者委員連絡先」をご覧ください。

③ 投書箱・意見箱

1階玄間に投書箱を設置しています。投書箱に寄せられた意見・要望・苦情などは、施設長を中心に検討し、運営の改善に生かすよう努めます。

④ 大田区の相談・苦情相談

区民の声課 福祉オンブズマン担当 03-5744-1130

介護保険課 介護サービス担当 03-5744-1655

⑤ 東京都国民健康保険団体連合会

03-6238-0177

⑥ お住まいの地域の地域包括支援センター

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 ケアプランたんぽぽ
住 所 東京都大田区矢口1丁目23番地12号
代表者 理事長 酒井 陽太 印
説明者 _____

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代筆者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄)